

賃貸保証委託契約及び保証契約

原賃貸保証契約の賃借人（以下「賃借人」といいます。）及び日本賃貸保証株式会社（以下「J I D」といいます。）並びに保証契約の賃借人（以下「賃借人」といいます。）が、本書記載の件（以下「本件」といいます。）に係る賃貸保証契約（一括保証契約、別担保保証契約、以下「原契約」といいます。）に基づく賃借人及び賃借人に対する本借主の債務に付き、以下に定める約款契約委託及び、賃借人及び賃借人並びに J I D の間で賃貸保証委託契約及び保証契約（以下「本件委託契約及び保証契約」といいます。）を締結します。

第 2 条（本件委託契約及び保証契約の目的） 賃借人が、賃貸保証契約の締結に際して該賃貸保証借保人以外に借主の保証が必要となる事情が発生する等においても、賃借人による賃貸保証契約の選択及び拒否、又は賃借債務の弁済等にかかわらず、賃借人による本件委託契約における安定確保契約の取次及び委託を可能とするを目的とするものとします。J I D による保証契約の履行の滞りにかかわらず、賃借人自身による賃借の不払その他の行為による原契約等に關する債権としての債権担保が確保された場合においても、原契約等を継続させることと目的とはしてはなりません。

第 2 条（賃貸保証委託の委託）

原契約等に基づいて発生する債務について、賃借人又は賃借人の内容にない J I D に対し保証することを委託し、J I D はこれを受託します。ただし、本書記載の内容に關しては、「保証委託のご案内」により、J I D から賃借人に通知された承諾書等が記載されていない場合は、又は附随通知及び保証契約の承諾書となる書面が記載されている場合には、本件委託契約及び保証契約は成立せず、これを委任とします。

第 3 条（保証料）

1.賃借人は、本書記載の保証料を本書記載の方法により、J I D に支払われなければならないものとします。

2.保証料は本書記載の毎月支払総額に保証料を乗じて算出するものとしますが、契約期間中に本書記載の毎月支払総額が増えた場合には、J I D は賃借人に対して、増額分に相当する保証料（乗額）増額率を賃借人に対して算出する追加保証料として請求することができるものとします。ただし、賃借人が申し出たトリオ Trust「分割型」または「トリオ Trust「分割型」アプリ」で支払っている場合には、本項は適用されません。

3.賃借人又はその代理人は、保証委託及び保証契約（更新保証契約及び月額保証契約を含む）を賃借人へ代って支払うことができるものと、賃借人自身へ代り向きます。この場合、賃借人及びその代理人は、賃借人に対し、これに基づく債権を放棄するものとします。4.原契約及び J I D に対して支払った保証料の返還を請求する、賃借人又は賃借人若しくはその代理人は J I D に対して受けた保証料の返還を請求できません。

5.保証委託契約及び保証契約の承諾書又は更新時の必要保証料若しくは月額保証料は、本書記載のとおりとします。

第 4 条（本件委託契約及び保証契約の成立）

本件委託契約及び保証契約は、賃借人及び賃借人又はその代理人が本書記載の内容を本契約（本件委託契約、第 1 条記載の条件付決定書を除く。）及び J I D による保証料（初期保証料及び保証料）を支払ったことと、本件委託契約及び保証契約は成立します。

第 5 条（賃借人の代理人）

1.賃借人が本件委託契約及び保証契約に関する行為を委任する場合は、別段の指定がない限り、本書記載の代理人を賃借人の代理人とし、本件委託契約及び保証契約において生じる債務等については本書記載の代理人が行うものとします。2.賃借人が代理人の職務を委託している代理人による原契約等の履行に、違わくは上の旨を管理するに同意し、代理人は、保証契約との関係においては、賃借人が報告した代理人を賃借人の代理人とみなすものとします。3.賃借人が賃借人の責任において賃借人に本件委託契約及び保証契約にかかわる義務をさせる義務を負い、当該代理人のすべての行為は賃借人自身によるものとします。

第 6 条（賃借人及びその代理人の義務）

1.賃借人及びその代理人は、本件委託契約及び保証契約に伴う J I D が行う保証業務に関して、以下の各条を遵守し、協力を義務を負います。

- 賃借人による債務不履行の状況を報告し、J I D に債務不履行に報告すること。
- J I D が J I D が本件委託契約の履行が行われる際の都合の事項及び貸主及び借主の連絡事項（車両台帳の提出）の提出と立会いをすること。
- J I D が建物管理施設に於いて必要な書類等の書類の提出を求められた場合に、期限内にこれを提出すること。
- 賃借人が本物件を第三者に売却するとき、賃借人が死亡したとき、賃借人が事業を弁済する義務を欠く又は履行し不充分となったときは、事前に当社に報告して報告をすること。
- 本物件に付する賃貸借管理を委託している業者業者を変更する場合には、速やかにその業者業者を J I D に変更する旨を通知し、また、その業者業者を変更する場合には賃借人の責任において行うこと。
- J I D の責任なく、本物件の損害を承知しないこと。
- 本物件の使用状況について、賃借人又は賃借人より出された入居書以外の第三者等から出していることが発覚した場合は、速やかに報告すること。
- その他、賃借債務の履行に際して賃借人が必要と認めた義務を行うこと。
- 賃借人の否認無効により緊急の措置を必要とする場合の貸し出し、立会い等を行うこと。
- 賃借人又はその代理人が、本条各号に定める事由に違反し、又はその履行を遅滞したとき、J I D は、賃借人に対する保証債務の履行を停止することができるものとします。当該停止は、J I D の債務不履行です。
- 第 1 項 5 に定める事由が生じたにもかかわらず、既に J I D が保証契約の履行に関する処理を行っているときでも、本件委託契約及び保証契約に基づく保証料の金目がなされた場合は本件委託契約及び保証契約は成立しており、直ちに保証債務の履行を停止するものと、当該履行は J I D の債務不履行と見なします。

第 7 条（債権不履行に関する報告）

1.原契約に規定する賃借人の債務不履行について賃借人が J I D に対し行う報告は以下のおおとします。

- 賃借人が J I D 宛ての報告書を用い、滞り発生の日から 4 日以内に報告するものとします。
- 賃借人が J I D が本項に定める報告を受けた後、発行する受付日を入記した受付簿を保管しなければならないものと、受付証が提示された場合は、J I D の債務不履行の報告を受け付けていないものとすることができます。

第 8 条（本件委託契約）

1.本件委託契約及び保証契約の始期は本件保証委託契約及び保証契約の開始日とし、終期は、原契約等の満了日と同一とします。なお、次に定める場合は除き、原契約等の満了日を満期とします。

- 原契約等が更新された場合。
- 原契約等が更新された場合、J I D に対する保証料が支払われない場合には、本件委託契約及び保証契約は原契約等の更新時の期間満了をもって終了します。ただし、賃借人が申し込んだ内容がトリオ Trust「分割型」または「トリオ Trust「分割型」アプリ」である場合は、本項は適用されません。
- 原契約等が終了し、本物件の管理が完了した場合は、本件委託契約及び保証契約は当然終了します。
- 4 つまでの当事者による合意がない限り、本件委託契約期間中の契約内容の変更はできません。
- 原則、賃貸契約が J I D に対し履行し出した解除日を過ぎてからの解約の取消はできません。

第 9 条（原契約等の変更の対応）

- 賃借人が賃借人又はその代理人は、本件委託委託契約又は本件保証にかかわる原契約等の内容に変更が生じた場合は、J I D に対し速やかにその変更内容を届けなければならないとします。ただし、J I D は、変更後の原契約等の内容について、J I D が承諾した場合には、保証の範囲とします。
- 原契約等の更新時：変更する場合については、前項と同様 J I D が認めない限り、保証の範囲を狭くすることとします。
- 第 1 0 条（本件委託契約及び保証契約の更新）**
 - 原契約等が更新されたときは、本件委託契約及び保証契約も更新されるものとします。ただし、正当事由の有無にかかわらず、賃借人が賃借人に対し更新後の通知をした場合、又は、賃借人、賃借人若しくはその代理人が更新後の原契約等について J I D の保証を要求する旨の通知をした場合には、本件委託契約及び保証契約は更新後の原契約等の更新後若しくは終了したものとします。
 - 賃借人、本件委託契約の更新請求書、本件委託契約書に定められた方法に別途定める規程に基づき預金口座からの自動引当りにより支払います。この場合でも、第 3 条 4 項を準用します。ただし、賃借人が申し込んだ内容がトリオ Trust「分割型」または「トリオ Trust「分割型」アプリ」で支払っている場合には、本項は適用されません。
 - 賃借人が原契約等の更新請求書に J I D による保証料を支払わない場合、又は更新承諾不

当とする事由が認められる場合。J I D は本件委託契約及び保証契約の更新を拒否せず、原契約等の更新請求書又は更新の申請書が提出された場合は、保証が開始されたと見なします。

11.(11)賃借人が事業を弁済する義務を欠く又は履行し不充分となったときは、事前に当社に報告して報告をすること。

12.(12)第 6 条に定める賃借人及びその代理人の義務に違反し又は違反がある場合

2.前項 1 号に定める債務の滞りに相当するときは、J I D は、賃借人に対して保証において、J I D は保証を受けるものとし、また、滞り日数、原契約等における滞料等その他支払

第 1 1 条（支払の滞りに関する取扱い）

賃借人が未納賃料等や、賃借人又は J I D に対して履行した場合、支払当事者が貸主であるにもかかわらず、当該支払額が賃借人及び J I D による支払債務の全額に満たないときは、以下の第 1 号から第 3 号までに定める順序に従って当然に充当されることと合意し、また、その同一の順序で前項が履行する場合は、支払滞りを含めかかる金額に充当し、不足する金額は J I D による保証を受けるものとします。

1.(1)更新保証契約、月額保証契約、再請求書交付、口座振替手数料及び求償債務その他の J I D に対する債務

2.未納賃料等 J I D による保証の範囲に含まれる債務

3.原契約等に基づき発生するその他の債務

第 1 2 条（保証の範囲）

1.J I D は、次の各号に該当する条件に付き、原契約等が有効であり、本件委託契約及び保証契約の有効期間であるときに限り、賃借人保証し、又はその損害を負擔します。

- 本借主の債務（共益費・管理費・駐車場使用料・変動費用等（以下「債務」といいます。））ただし、本項に明記されていないものに限ります。原契約等に基づく債務
- 未納賃料等 J I D による保証の範囲に含まれる債務
- 原契約等に基づき発生するその他の債務

第 1 3 条（保証の範囲）

- J I D は、次の各号に該当する条件に付き、原契約等が有効であり、本件委託契約及び保証契約の有効期間であるときに限り、賃借人保証し、又はその損害を負擔します。
- 本借主の債務（共益費・管理費・駐車場使用料・変動費用等（以下「債務」といいます。））ただし、本項に明記されていないものに限ります。原契約等に基づく債務
- 未納賃料等 J I D による保証の範囲に含まれる債務
- 原契約等に基づき発生するその他の債務

1.(1)賃借人は、賃借人が支払うべき未払いの債務につき、第 1 1 条に定める順序に依り金から充たれるものとします。ただし、J I D がこれと異なる取扱いを承諾した場合は、本項は適用されません。

2.原契約等が解除された場合、賃借人が本物件の所有権を有する保証を受ける法的権利を有しない限り、J I D が認められずしてはならないものとします。

3.原契約等における賃借人の債務の不履行を原因とする保証等の法的権利を有しない限り、J I D が認められずしてはならないものとします。

4.原契約等が解除されたとき、賃借人が更新保証料の支払を遅滞したときその他賃借人が J I D に対する債務を遅滞したときは、賃借人又は賃借人、J I D に対し、その債務の滞料等及びこれに対する弁済の日を支払済みとすべし 4.6 条の場合における遅延損害金並びに J I D が弁済のために要した費用を支払わなければならないものとします。

5.前項に定める保証債務の発生原因が、いずれの事由につきとも不可抗力による場合は、J I D は賃借人に対する保証を受ける義務を負いません。

6.賃借人が賃借人の間にあって、原契約等に関する紛争が生じたとき賃借人の責めに帰すべき事由があることを理由として債権物の債務不履行が生じた旨を報告し、当該報告の真実性が認められた場合には、J I D は賃借人の責任を負うものとします。

7.賃借人が賃借人の間にあって、原契約等に関する紛争が生じたとき賃借人の責めに帰すべき事由があることを理由として債権物の債務不履行が生じた旨を報告し、当該報告の真実性が認められた場合には、J I D は賃借人の責任を負うものとします。

8.賃借人が賃借人の間にあって、原契約等に関する紛争が生じた旨を報告し、当該報告の真実性が認められた場合には、J I D は賃借人の責任を負うものとします。

9.原契約等の更新による更新の一括費用

10.シェアハウスの共用部分に設置した動産類に関する一切の費用

11.保証債務発生原因たる火災、落着、火災、停電、感染症、戦争、凶悪地震など、又は不可抗力による事由

12.J I D の賃借人に対して履行する義務の範囲、別表 1 の通りとします。ただし、第 1 項 2 号及び第 4 号に定める費用は、保証債務等の範囲内には含まれません。

4. J I D は、本件委託契約及び保証契約成立前、原契約等に基づく支払債務について、第 1 項 5 号による合意を承諾し、保証を受けるものとします。

5.本条に規定された保証範囲外には、特別の合意がない限り、J I D は保証しないものとします。

第 1 3 条（保証債務の履行時期及び履行条件）

1.賃借人が原契約等に基づき発生する債務（前条に定める保証範囲に含まれるものに限る）の履行の全部又は一部を遅滞したとき、J I D が、保証債務の履行に賃借人から保証債務の履行を求めたときは、賃借人及び入居者、管理費・使用料・利用料から本物件の滞り発生する債務の滞料等に基づき、遅滞発生する旨の報告書を用いて通知するものとします。ただし、以下の要件のいずれかに該当する場合、J I D は、賃借人に対する保証債務を行うこととできません。

- 賃借人又はその代理人から当社が指定する保証範囲の履行に必要と認められ、証明書類の提出がされていない場合。
- 賃借人又はその代理人が、当該保証範囲に違反し又は不足がある場合。
- J I D が保証債務の履行の滞りとして調査が必要と判断し、当該調査が完了していない場合。

4.次の免責事項に該当する場合

5.第 2 条 2 条の範囲外の日から 6 日以内（若しくは賃借人との間で定められた一定期間内）に J I D の指定する債務の滞りがない場合。

2.前項の滞り発生を認めず、又はその内容が不明なときは、J I D は、賃借人に対して保証債務を表明日前に履行することができるものとします。ただし、前項 3 号に於いて該当する場合は、保証債務の履行を停止することができるものとします。

1.賃借人及び賃借人が、保証料（更新保証料及び月額保証料を含む）及び賃料等に関する保証債務の支払を J I D が指定する支払方法において滞する場合、集金・送金を行うために必要と発生し、J I D が指定する毎月日までに滞りするものとします。

2.表明日前に保証債務の履行を認める商品を提供する場合、別に定められた J I D 保証金支払委託契約及び賃料等の口座振替による集金・送金規程に従って、賃借人が J I D に対し賃料等の集金及び送金を委託するものとします。なお、その場合に生じ口口座振替手数料（取扱銀行により異なる）及び再請求手数料（3 0 0 円以内）については、賃借人の責任を負います。賃借人が J I D による保証債務の履行が行われていないにもかかわらず、原契約等の滞り及び J I D に対する求償債務に対する履行を賃借人へ催告したうえで、原契約等を解除することができるものとします。

3.賃借人、賃借人及び J I D は、前項に於いて債務について、J I D による保証債務の履行の滞り発生を認めたときは、原契約等に基づく賃料等に関する債務を滞りし、J I D に対しては保証を受ける義務を負いません。

4.再契約時は本規程ただし J I D による「賃貸保証委託申請書」を J I D に対して提出し、承諾書を受け、保証料を支払わなければ J I D との間の保証委託契約が成立し、J I D が保証を受ける義務を負います。ただし、J I D は当該申込み承諾しないことができません。

5.賃借人が原契約の債務に瑕疵を被った場合に限り、賃借人が本物件にかかわる当該物件における保証債務の内容が定期保証債務の場合（以下この通り）とします。

(1)原契約等が賃貸を認めている場合であっても、本件委託契約及び保証契約は居借・使用・利用が開始した時点で成立し、J I D は保証を受ける義務を負います。

(2)原契約等が解除を認めた場合でも、賃借人が賃借人又は第三者に本物件を明渡した日（明渡保証を明渡しした日、本約款に定められていること）をもって本件委託契約及び保証契約は終了します。当該明渡し以降には、賃料等及び滞料等の相当損害は発生せず、保証の範囲としないものとします。

3.賃借人又はその代理人が保証債務の滞り及び J I D に対する求償債務に対する履行を賃借人へ催告したうえで、原契約等を解除することができるものとします。

4.賃借人、賃借人及び J I D は、前項に於いて債務について、J I D による保証債務の履行の滞り発生を認めたときは、原契約等に基づく賃料等に関する債務を滞りし、J I D に対しては保証を受ける義務を負いません。

5.再契約時は本規程ただし J I D による「賃貸保証委託申請書」を J I D に対して提出し、承諾書を受け、保証料を支払わなければ J I D との間の保証委託契約が成立し、J I D が保証を受ける義務を負います。ただし、J I D は当該申込み承諾しないことができません。

6.賃借人が原契約の債務に瑕疵を被った場合に限り、賃借人が本物件にかかわる当該物件における保証債務の内容が定期保証債務の場合（以下この通り）とします。

(1)原契約等が賃貸を認めている場合であっても、本件委託契約及び保証契約は居借・使用・利用が開始した時点で成立し、J I D は保証を受ける義務を負います。

(2)原契約等が解除を認めた場合でも、賃借人が賃借人又は第三者に本物件を明渡した日（明渡保証を明渡しした日、本約款に定められていること）をもって本件委託契約及び保証契約は終了します。当該明渡し以降には、賃料等及び滞料等の相当損害は発生せず、保証の範囲としないものとします。

3.賃借人又はその代理人が保証債務の滞り及び J I D に対する求償債務に対する履行を賃借人へ催告したうえで、原契約等を解除することができるものとします。

4.賃借人、賃借人及び J I D は、前項に於いて債務について、J I D による保証債務の履行の滞り発生を認めたときは、原契約等に基づく賃料等に関する債務を滞りし、J I D に対しては保証を受ける義務を負いません。

5.再契約時は本規程ただし J I D による「賃貸保証委託申請書」を J I D に対して提出し、承諾書を受け、保証料を支払わなければ J I D との間の保証委託契約が成立し、J I D が保証を受ける義務を負います。ただし、J I D は当該申込み承諾しないことができません。

6.賃借人が原契約の債務に瑕疵を被った場合に限り、賃借人が本物件にかかわる当該物件における保証債務の内容が定期保証債務の場合（以下この通り）とします。

(1)原契約等が賃貸を認めている場合であっても、本件委託契約及び保証契約は居借・使用・利用が開始した時点で成立し、J I D は保証を受ける義務を負います。

(2)原契約等が解除を認めた場合でも、賃借人が賃借人又は第三者に本物件を明渡した日（明渡保証を明渡しした日、本約款に定められていること）をもって本件委託契約及び保証契約は終了します。当該明渡し以降には、賃料等及び滞料等の相当損害は発生せず、保証の範囲としないものとします。

3.賃借人又はその代理人が保証債務の滞り及び J I D に対する求償債務に対する履行を賃借人へ催告したうえで、原契約等を解除することができるものとします。

4.賃借人、賃借人及び J I D は、前項に於いて債務について、J I D による保証債務の履行の滞り発生を認めたときは、原契約等に基づく賃料等に関する債務を滞りし、J I D に対しては保証を受ける義務を負いません。

5.再契約時は本規程ただし J I D による「賃貸保証委託申請書」を J I D に対して提出し、承諾書を受け、保証料を支払わなければ J I D との間の保証委託契約が成立し、J I D が保証を受ける義務を負います。ただし、J I D は当該申込み承諾しないことができません。

6.賃借人が原契約の債務に瑕疵を被った場合に限り、賃借人が本物件にかかわる当該物件における保証債務の内容が定期保証債務の場合（以下この通り）とします。

(1)原契約等が賃貸を認めている場合であっても、本件委託契約及び保証契約は居借・使用・利用が開始した時点で成立し、J I D は保証を受ける義務を負います。

(2)原契約等が解除を認めた場合でも、賃借人が賃借人又は第三者に本物件を明渡した日（明渡保証を明渡しした日、本約款に定められていること）をもって本件委託契約及び保証契約は終了します。当該明渡し以降には、賃料等及び滞料等の相当損害は発生せず、保証の範囲としないものとします。

3.賃借人又はその代理人が保証債務の滞り及び J I D に対する求償債務に対する履行を賃借人へ催告したうえで、原契約等を解除することができるものとします。

4.賃借人、賃借人及び J I D は、前項に於いて債務について、J I D による保証債務の履行の滞り発生を認めたときは、原契約等に基づく賃料等に関する債務を滞りし、J I D に対しては保証を受ける義務を負いません。

5.再契約時は本規程ただし J I D による「賃貸保証委託申請書」を J I D に対して提出し、承諾書を受け、保証料を支払わなければ J I D との間の保証委託契約が成立し、J I D が保証を受ける義務を負います。ただし、J I D は当該申込み承諾しないことができません。

6.賃借人が原契約の債務に瑕疵を被った場合に限り、賃借人が本物件にかかわる当該物件における保証債務の内容が定期保証債務の場合（以下この通り）とします。

(1)原契約等が賃貸を認めている場合であっても、本件委託契約及び保証契約は居借・使用・利用が開始した時点で成立し、J I D は保証を受ける義務を負います。

(2)原契約等が解除を認めた場合でも、賃借人が賃借人又は第三者に本物件を明渡した日（明渡保証を明渡しした日、本約款に定められていること）をもって本件委託契約及び保証契約は終了します。当該明渡し以降には、賃料等及び滞料等の相当損害は発生せず、保証の範囲としないものとします。

3.賃借人又はその代理人が保証債務の滞り及び J I D に対する求償債務に対する履行を賃借人へ催告したうえで、原契約等を解除することができるものとします。

4.賃借人、賃借人及び J I D は、前項に於いて債務について、J I D による保証債務の履行の滞り発生を認めたときは、原契約等に基づく賃料等に関する債務を滞りし、J I D に対しては保証を受ける義務を負いません。

5.再契約時は本規程ただし J I D による「賃貸保証委託申請書」を J I D に対して提出し、承諾書を受け、保証料を支払わなければ J I D との間の保証委託契約が成立し、J I D が保証を受ける義務を負います。ただし、J I D は当該申込み承諾しないことができません。

6.賃借人が原契約の債務に瑕疵を被った場合に限り、賃借人が本物件にかかわる当該物件における保証債務の内容が定期保証債務の場合（以下この通り）とします。

(1)原契約等が賃貸を認めている場合であっても、本件委託契約及び保証契約は居借・使用・利用が開始した時点で成立し、J I D は保証を受ける義務を負います。

(2)原契約等が解除を認めた場合でも、賃借人が賃借人又は第三者に本物件を明渡した日（明渡保証を明渡しした日、本約款に定められていること）をもって本件委託契約及び保証契約は終了します。当該明渡し以降には、賃料等及び滞料等の相当損害は発生せず、保証の範囲としないものとします。

3.賃借人又はその代理人が保証債務の滞り及び J I D に対する求償債務に対する履行を賃借人へ催告したうえで、原契約等を解除することができるものとします。

4.賃借人、賃借人及び J I D は、前項に於いて債務について、J I D による保証債務の履行の滞り発生を認めたときは、原契約等に基づく賃料等に関する債務を滞りし、J I D に対しては保証を受ける義務を負いません。

5.再契約時は本規程ただし J I D による「賃貸保証委託申請書」を J I D に対して提出し、承諾書を受け、保証料を支払わなければ J I D との間の保証委託契約が成立し、J I D が保証を受ける義務を負います。ただし、J I D は当該申込み承諾しないことができません。

6.賃借人が原契約の債務に瑕疵を被った場合に限り、賃借人が本物件にかかわる当該物件における保証債務の内容が定期保証債務の場合（以下この通り）とします。

(1)原契約等が賃貸を認めている場合であっても、本件委託契約及び保証契約は居借・使用・利用が開始した時点で成立し、J I D は保証を受ける義務を負います。

(2)原契約等が解除を認めた場合でも、賃借人が賃借人又は第三者に本物件を明渡した日（明渡保証を明渡しした日、本約款に定められていること）をもって本件委託契約及び保証契約は終了します。当該明渡し以降には、賃料等及び滞料等の相当損害は発生せず、保証の範囲としないものとします。

3.賃借人又はその代理人が保証債務の滞り及び J I D に対する求償債務に対する履行を賃借人へ催告したうえで、原契約等を解除することができるものとします。

4.賃借人、賃借人及び J I D は、前項に於いて債務について、J I D による保証債務の履行の滞り発生を認めたときは、原契約等に基づく賃料等に関する債務を滞りし、J I D に対しては保証を受ける義務を負いません。

5.再契約時は本規程ただし J I D による「賃貸保証委託申請書」を J I D に対して提出し、承諾書を受け、保証料を支払わなければ J I D との間の保証委託契約が成立し、J I D が保証を受ける義務を負います。ただし、J I D は当該申込み承諾しないことができません。

6.賃借人が原契約の債務に瑕疵を被った場合に限り、賃借人が本物件にかかわる当該物件における保証債務の内容が定期保証債務の場合（以下この通り）とします。

(1)原契約等が賃貸を認めている場合であっても、本件委託契約及び保証契約は居借・使用・利用が開始した時点で成立し、J I D は保証を受ける義務を負います。

(2)原契約等が解除を認めた場合でも、賃借人が賃借人又は第三者に本物件を明渡した日（明渡保証を明渡しした日、本約款に定められていること）をもって本件委託契約及び保証契約は終了します。当該明渡し以降には、賃料等及び滞料等の相当損害は発生せず、保証の範囲としないものとします。

3.賃借人又はその代理人が保証債務の滞り及び J I D に対する求償債務に対する履行を賃借人へ催告したうえで、原契約等を解除することができるものとします。

4.賃借人、賃借人及び J I D は、前項に於いて債務について、J I D による保証債務の履行の滞り発生を認めたときは、原契約等に基づく賃料等に関する債務を滞りし、J I D に対しては保証を受ける義務を負いません。

5.再契約時は本規程ただし J I D による「賃貸保証委託申請書」を J I D に対して提出し、承諾書を受け、保証料を支払わなければ J I D との間の保証委託契約が成立し、J I D が保証を受ける義務を負います。ただし、J I D は当該申込み承諾しないことができません。

6.賃借人が原契約の債務に瑕疵を被った場合に限り、賃借人が本物件にかかわる当該物件における保証債務の内容が定期保証債務の場合（以下この通り）とします。

(1)原契約等が賃貸を認めている場合であっても、本件委託契約及び保証契約は居借・使用・利用が開始した時点で成立し、J I D は保証を受ける義務を負います。

(2)原契約等が解除を認めた場合でも、賃借人が賃借人又は第三者に本物件を明渡した日（明渡保証を明渡しした日、本約款に定められていること）をもって本件委託契約及び保証契約は終了します。当該明渡し以降には、賃料等及び滞料等の相当損害は発生せず、保証の範囲としないものとします。

3.賃借人又はその代理人が保証債務の滞り及び J I D に対する求償債務に対する履行を賃借人へ催告したうえで、原契約等を解除することができるものとします。

4.賃借人、賃借人及び J I D は、前項に於いて債務について、J I D による保証債務の履行の滞り発生を認めたときは、原契約等に基づく賃料等に関する債務を滞りし、J I D に対しては保証を受ける義務を負いません。

5.再契約時は本規程ただし J I D による「賃貸保証委託申請書」を J I D に対して提出し、承諾書を受け、保証料を支払わなければ J I D との間の保証委託契約が成立し、J I D が保証を受ける義務を負います。ただし、J I D は当該申込み承諾しないことができません。

6.賃借人が原契約の債務に瑕疵を被った場合に限り、賃借人が本物件にかかわる当該物件における保証債務の内容が定期保証債務の場合（以下この通り）とします。

(1)原契約等が賃貸を認めている場合であっても、本件委託契約及び保証契約は居借・使用・利用が開始した時点で成立し、J I D は保証を受ける義務を負います。

(2)原契約等が解除を認めた場合でも、賃借人が賃借人又は第三者に本物件を明渡した日（明渡保証を明渡しした日、本約款に定められていること）をもって本件委託契約及び保証契約は終了します。当該明渡し以降には、賃料等及び滞料等の相当損害は発生せず、保証の範囲としないものとします。

3.賃借人又はその代理人が保証債務の滞り及び J I D に対する求償債務に対する履行を賃借人へ催告したうえで、原契約等を解除することができるものとします。

4.賃借人、賃借人及び J I D は、前項に於いて債務について、J I D による保証債務の履行の滞り発生を認めたときは、原契約等に基づく賃料等に関する債務を滞りし、J I D に対しては保証を受ける義務を負いません。

5.再契約時は本規程ただし J I D による「賃貸保証委託申請書」を J I D に対して提出し、承諾書を受け、保証料を支払わなければ J I D との間の保証委託契約が成立し、J I D が保証を受ける義務を負います。ただし、J I D は当該申込み承諾しないことができません。

6.賃借人が原契約の債務に瑕疵を被った場合に限り、賃借人が本物件にかかわる当該物件における保証債務の内容が定期保証債務の場合（以下この通り）とします。

(1)原契約等が賃貸を認めている場合であっても、本件委託契約及び保証契約は居借・使用・利用が開始した時点で成立し、J I D は保証を受ける義務を負います。

(2)原契約等が解除を認めた場合でも、賃借人が賃借人又は第三者に本物件を明渡した日（明渡保証を明渡しした日、本約款に定められていること）をもって本件委託契約及び保証契約は終了します。当該明渡し以降には、賃料等及び滞料等の相当損害は発生せず、保証の範囲としないものとします。

3.賃借人又はその代理人が保証債務の滞り及び J I D に対する求償債務に対する履行を賃借人へ催告したうえで、原契約等を解除することができるものとします。

4.賃借人、賃借人及び J I D は、前項に於いて債務について、J I D による保証債務の履行の滞り発生を認めたときは、原契約等に基づく賃料等に関する債務を滞りし、J I D に対しては保証を受ける義務を負いません。

5.再契約時は本規程ただし J I D